

昭和四十二年七月十二日(水曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

文教委員会

委員長 床次 徳二君

理事 久保田藤磨君 理事 坂田 道太君

理事 中村庸一郎君 理事 西岡 武夫君

理事 八木 徹雄君 理事 小林 信一君

理事 長谷川正三君 理事 鈴木 一君

理事 菊池 義郎君 理事 久野 忠治君

理事 河野 洋平君 理事 竹下 登君

理事 広川シズエ君 理事 三ッ林孝太郎君

理事 唐橋 東君 理事 川村 継義君

理事 小松 幹君 理事 齊藤 正男君

理事 三木 喜夫君 理事 山崎 始男君

理事 有島 重武君

科学技術振興対策特別委員会

委員長 矢野 紘也君

理事 齋藤 憲三君 理事 石野 久男君

理事 三木 喜夫君 理事 三野 久男君

理事 世耕 政隆君 理事 石川 次夫君

理事 三宅 正一君

出席国務大臣

文部大臣 剣木 亨弘君

国務大臣 二階堂 進君

出席政府委員

科学技術庁長官 小林 貞雄君

官房長 梅澤 邦臣君

科学技術庁計画局長 岩間英太郎君

文部大臣官房長 天城 勲君

文部省大学学術局長 天城 勲君

委員外の出席者

文部省大学学術局審議官 岡野 澄君

専門員 田中 彰君

本日の会議に付した案件

日本学術振興会法案(内閣提出第九〇号)

〔床次文教委員長、委員長席に着く〕

○床次委員長 これより文教委員会科学技術振興

対策特別委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が委員長の職務を行ない

ます。

日本学術振興会法案を議題といたします。

日本学術振興会法案

日本学術振興会法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 役員及び職員(第八条―第十七条)

第三章 評議員会(第十八条―第十九条)

第四章 業務(第二十条―第二十一条)

第五章 財務及び会計(第二十二条―第三十一

条)

第六章 監督等(第三十二条―第三十四条)

第七章 雑則(第三十五条―第三十六条)

第八章 罰則(第三十七条―第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本学術振興会は、学術研究の助成、研
究者に対する援助、学術に関する国際協力の実
施の促進その他学術の振興に関する事業を行な
い、もつて学術の進展に寄与することを目的と
する。

(法人格)

第二条 日本学術振興会(以下「振興会」という。)

は、法人とする。

(事務所)

第三条 振興会は、事務所を東京都に置く。

(基本金)

第四条 振興会の基本金は、附則第九条第三項の

規定により承継する財団法人日本学術振興会の

基本財産に相当する金額とする。

(登記)

第五条 振興会は、政令で定めるところにより、

登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事

項は、登記の後でなければ、これをもつて第三

者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 振興会でない者は、日本学術振興会とい

う名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第

四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条

(法人の住所)の規定は、振興会について準用す

る。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 振興会に、役員として、会長一人、理事

長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置

く。

(役員の職務及び権限)

第九条 会長は、振興会を代表し、その業務を総

理する。

2 理事長は、振興会を代表し、会長の定めると

ころにより、会長を補佐して振興会の業務を掌

理し、会長に事故があるときはその職務を代理

し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及

び理事長を補佐して振興会の業務を掌理し、会

長及び理事長とともに事故があるときはその職

務を代理し、会長及び理事長とともに欠員のとき

はその職務を行なう。

4 監事は、振興会の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると

認めるときは、会長又は文部大臣に意見を提出

することができる。

(役員の任命)

第十条 役員は、文部大臣が任命する。

(役員の任期)

第十一条 役員の任期は、二年とする。ただし、

補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とす

る。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤

の者を除く)は、役員となることができない。

(役員解任)

第十三条 文部大臣は、役員が前条の規定に該当

するに至つたときは、その役員を解任しなけれ

ばならない。

2 文部大臣は、役員が次の各号の一に該当する

とき、その他役員たるに適しないと認めるとき

は、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと

認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(役員解任の禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員

となり、又は自ら営利事業に従事してはならな

い。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、

この限りでない。

(代表権の制限)

第十五条 振興会と会長又は理事長との利益が相

反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が振興会を代表する。

(職員任命)

第十六条 振興会の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員たる性質)

第十七条 振興会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十八条 振興会に、評議会を置く。

2 評議員会は、十五人以内の評議員で組織する。

3 評議員会は、会長の諮問に応じ、振興会の業務の運営に関する重要事項を審議する。

(評議員)

第十九条 評議員は、振興会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十一条及び第十三条第二項の規定は、評議員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第二十条 振興会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 共同して行なわれる学術の研究に関し、研究者に研究活動を行なうために必要な資金を支給すること。

二 学界と産業界との協力による学術の応用に關する研究に關し、資金の支給その他必要な援助を行なうこと。

三 学術の国際協力に關し、海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他国際協力による研究に必要な援助を行なうこと。

四 優秀な学術の研究者の育成に關し、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。

五 学術に関する情報資料について調査を行ない、その結果を利用し、及び学術に関する研究成果を普及すること。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

2 振興会は、文部大臣の認可を受けて、前項各号に掲げる業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうことができる。

(業務方法書)

第二十一条 振興会は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十二条 振興会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十三条 振興会は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十四条 振興会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十五条 振興会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(次項において「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 振興会は、前項の文部大臣の承認を受けた財務諸表を事務所に備えておかなければならない。

ない。

(利益及び損失の処理)

第二十六条 振興会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 振興会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)

第二十七条 振興会は、文部大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第二十八条 振興会は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他文部大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第二十九条 振興会は、文部省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十条 振興会は、その役員及び職員に対する

給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)

第三十一条 この法律に規定するもののほか、振興会の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督等

(監督)

第三十二条 振興会は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び検査)

第三十三条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対してその業務に關し報告をさせ、又はその職員に振興会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(国の配慮)

第三十四条 国は、第一条の目的を達成するため、振興会について必要な配慮をするものとする。

第七章 雑則

(解散)

第三十五条 振興会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十六条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十一条第一項、第二十三条、第二十九条第一項若しくは第二項ただし書又は第二十九条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十五条第一項又は第三十条の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十一条第二項、第二十九条又は第三十条の規定により文部省令を定めようとするとき。

四 第二十八条第一号の規定による指定をしようとするとき。

第八章 罰則

(罰則)

第三十七条 第三十三条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした振興会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした振興会の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十八条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十二条第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

第三十九条 第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(振興会の設立)

第二条 文部大臣は、振興会の会長、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長、理事長、理事又は監事となるべき者は、振興会の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ会長、理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員を命じて、振興会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、振興会の設立の準備を完了したときは、その事務を前条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 振興会は、設立の登記をすることによって成立する。

(経過規定)

第六条 この法律の施行の際現に日本学術振興会という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条 振興会の最初の事業年度は、第二十三条の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和四十三年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 振興会の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「振興会の成立後遅滞なく」とする。

(財団法人日本学術振興会からの引継ぎ)

第九条 昭和七年十二月二十八日に設立された財団法人日本学術振興会は、寄附行為に定めるところにより、設立委員に対して、振興会においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、文部大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、財団法人日本学術振興会の一切の権利及び義務は、振興会の成立の時において振興会に承継されるものとし、財団法人日本学術振興会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 附則第四条の規定により振興会の設立の登記がされたときは、登記官は、職権で財団法人日本学術振興会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「日本学校給食会」の下に「日本学術振興会」を加える。

第十一号 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「オリンピック記念青少年総合センター」の下に「日本学術振興会」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中日本開発銀行の項の次に次のように加える。

日本学術振興会

(法人税法の一部改正)

第十三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中中南方同胞援護会の項の次に次のように加える。

日本学術振興会

日本学術振興会法(昭和四十二年法律第四号)

日本学術振興会法(昭和四十二年法律第四号)

日本学術振興会法(昭和四十二年法律第四号)

日本学術振興会法(昭和四十二年法律第四号)

日本学術振興会法(昭和四十二年法律第四号)

日本学術振興会法(昭和四十二年法律第四号)

日本学術振興会法(昭和四十二年法律第四号)

日本学術振興会法(昭和四十二年法律第四号)

日本学術振興会法(昭和四十二年法律第四号)

日本学術振興会法(昭和四十二年法律第四号)

日本学術振興会法(昭和四十二年法律第四号)

日本学術振興会法(昭和四十二年法律第四号)

日本学術振興会法(昭和四十二年法律第四号)

日本学術振興会法(昭和四十二年法律第四号)

日本学術振興会法(昭和四十二年法律第四号)

日本学術振興会法(昭和四十二年法律第四号)

日本学術振興会法(昭和四十二年法律第四号)

日本学術振興会法(昭和四十二年法律第四号)

日本学術振興会法(昭和四十二年法律第四号)

日本学術振興会法(昭和四十二年法律第四号)

日本学術振興会法(昭和四十二年法律第四号)

日本学術振興会法(昭和四十二年法律第四号)

識はたいへん薄い次第であります。したがって、どうか納得のいくように御説明をいただければ、たいへん幸いだと思っております。

最初にお伺いをしたいのでありますけれども、今度の法案の第一条に、「學術研究の助成、研究者に対する援助、學術に対する援助、學術に関する国際協力の実施の促進その他學術の振興に関する事業を行ない」と、たいへん広範囲な目的が書かれてあるわけです。提案理由の説明書にいま拝見したわけでありましても、これを特に特殊法人にして前進をはからなければならぬ、こういうことの理由につきまして一応念のために御説明をいただきます。

○鈴木國務大臣 學術振興会は、財団法人としてこれまでずっと、いま目的に掲げておりますような學術の振興及びその普及なり援助をやつてまいりましたのであります。昭和三十三年ごろから業務内容がだんだん拡張されるに従ひまして、特殊法人にするという要望が非常に強く起こつてまいりました。今日まで経過いたしました、今回特殊法人に切りかえるというに政府といたしまして決定しまして、お願いをいたしておるわけでございます。

學術振興会を財団法人としてまいりましたのは、大体學術の振興なり普及につきましては、本来文部省といたしましてこの振興の業務をやつてまいりまして、文部省が直接いたしまして、範圍によりましては、文部省が直接いたしまして民間の流動的な事業としてやることにまかせ、それが適當であるという部面につきまして、実は財団法人學術振興会におまかせしてやつてまいりましたのであります。ところが、だんだん學術振興会の業務内容が拡充されてまいりまして、政府の行ないます事業を代行してまいりまして、國際協力の面もだんだん強くなつてまいりました。そういたしまして、國際協力をやっておりますと、外國のほうの關係から申しますと、私法人たる財団法人というよりも、公法人であります特殊法人と

いうことが、だんだん相対的な關係におきまして必要を生じてまいりました。また、業務内容におきまして、國の相當な補助金が支出されまして、補助金の支出等につきましても、これが的確に使用されなければならぬ状況になりまして、これを特殊法人にするという必要に迫られてまいり、また、一般の學界その他からも非常な強い要望が出てまいりました。この特殊法人にいたしますことは、政府の方針として、できるだけ公社、公団その他特殊法人の設立は差し控えるという方針でございますが、特に行政の円滑化をはかる意味におきまして、今回、この學術振興会は特殊法人として認めるということに政府として決定をしたわけでございます。

○石川委員 いま文部大臣のほうからも御説明がありましたが、特殊法人、公団、公社、これは極力減らさなさいかぬ。これは御承知のうちに、自民党の總裁佐藤總理大臣が非常にきびしく言明をしたばかりであります。そうなりまして、いまの説明の範圍では、どうしても特殊法人にしなければいかぬ、こういうことの根拠は私に非常に薄いんじゃないか、こういう感じがするわけでありまして。特殊法人にする、あるいは公社、公団にするということは、全面的に私は悪いとは申しません。どうしてもそうしなきゃならぬ場合が出てくるわけでありまして。実は科学技術振興対策特別委員会が今回審議をいたしました動力・核燃料開発事業団というふうなもの、民間の資本を集め、民間の衆知を集めるという国内全國をあげての協力体制をつくるということのために、どうしても事業団というものをつくらなさいかぬということ、われわれもこれに賛成をいたしておる。しかし、核燃料の原子力燃料公社というものを、これは将来アメリカに全部濃縮ウランというものを押えられ、このように全部濃縮ウランというものはこれに獨立をさせたい、別に動力炉の事業団をつくるべきであるという非常に強い要望があったわけでありましても、特殊法人は絶対つくることができないのだということで、

將來の日本のエネルギーの基本をなすところの動力炉の開発については、燃料公社と一緒くたにしてやつと一つ認められたという苦しい経緯をたどつておるわけでありまして。それに比べますと、財団法人でいままでもやつてきたし、これからは円滑にやつていくのではないかと思われるものは、特に特殊法人にしなさいかぬという根拠は、いまの大臣の説明だけでは何としても納得できない。いま事業の内容につきましては御説明がなかったわけでありましても、流動研究員制度、奨励研究員制度それから外國人の流動研究員や奨励研究員というふうなもの、あるいは日米科学協力研究事業というものの——これは昭和三十一年のころから非常に大きなファクターを占めて、一億五千万というところで出発して、現在は大体二億というふうなところに来ております。この一億五千万ないし二億という予算を抜きますと、全部で一億一千万円ですか、昭和四十一年、四十二年あたりはやつと一億をこした程度の仕事で、全部あわせて三億くらい予算にしかなくておらぬわけでありまして。この程度の仕事でなぜ特殊法人でなければならぬのか、それとも將來大いにこれが飛躍的に拡大をするという見込みがあるのか、あるいは特定の新たな目標というものが生まれてきたのかどうか、この点についてあと少し納得がいくような御説明をお願いしたいと思います。

○鈴木國務大臣 もちろんただいまの予算は、特殊法人に移行することを予定いたしました一応予算を計上いたしておるのでございますが、しかし、特殊法人にいたします一つの大きなものは、私も申しおりましたが、今後ずっと學術の國際協力をやつてまいりますとか、あるいは研究者の養成あるいは助成をやりますといった面の事業を擴張してまいりますにつしましては、いわゆる從來の財団法人ではどうしてもその負担能力に限りがございます。特に優秀な方が財団法人ではどうしても集まりにくい。そこで特殊法人にいたしまして、その従事されます方々の給与を國家公務員に準じまして、あるいは待遇なり処遇なりその

身分保障なりをいたしまして、やはりそれだけの事業をやるだけのスタッフをどうしてもそろえなければなりません。そういう意味におきまして、今回の予算におきましても事業の拡大よりもまず一応受け入れ態勢と申しますか、特殊法人となりました場合の事業能力なり管理能力と申しますか、こういうものをまず充実してまいり。そして、今後におきまして事業の擴張に備えてまいりたい、こう考えておるのでございます。たとえば國際協力にいたしまして、いま御指摘のようにアメリカとの科学協力、學術協力をやつておりまして、単にアメリカだけでなしに、東南アジアその他の諸國とも、今後とも學術研究の協力を拡大してまいりる使命があると思つております。そういう面におきましても、今後やはり學術振興会の事業の拡大というものに備えて、まず受け入れ態勢を完備にすることをねらつたわけでございます。

○石川委員 実は文部省關係の特殊法人というのを一応調べてみたわけですが。その中には國立教育會館、日本學校安全會——これは何をやつておるかよくわかりませんが、日本學校給食會、國立競技場、國立劇場、私立學校振興會、最後に日本育英會というふうなもの、かなりある。これはいま御説明のように、民間から優秀な人材を集めるというこのために特殊法人にしたいと思つて、これが、これなんかも、文部省自身がやるものには相當ある。特殊法人をつくらなければならぬという必要性があるのかどうか、こう疑われるものもかなりある。これは、私はしろとだから知らぬにいまにそういうことを言つておるのかもしれない。せんけれども、なるほどこの中には優秀な人材が集まつております。天野貞祐さんとか、西田剛さん、清水康平さん、りっぱな人だから、それなりに二十数万円の給料をもらつて特殊法人の運営をやつておるのです。いまあげた人のことを言うわけじゃありませんが、この人たちはぜひいろいろな仕事をやつております。あちらこちらの委員長、会長とか、審議会の幹部とかいうようなこ

とをやっております、この特殊法人に民間の相当優秀な人材を集めたとしても、この人たちがほんとうにこの仕事に取り組んで専念しておる形になっておるかという、私は非常に疑問だと思ふ。今度の学術振興会の理事長あるいは会長にどういう人を予定されておるか知りませんけれども、またこれと同じように、看板だけの人を持ってきた、その人たちが振興会というものに熱心に取り組むような、時間的な余裕もないままに運営をされることになる危険性がきわめて多いのではないか。これはいままでの特殊法人だってそういう憂いが非常に強いと思うのです。これと同じような形でまた特殊法人をつくることによって、いまの財団法人でやっておるものが飛躍的に前進をはかれるかどうか、私は非常に疑問だと思ふ。御承知のように、公社、公団というものをつくることによって、いろいろな弊害があります。わが党でもいろいろの見解を出しておりますけれども、大体高級官僚に天下りの場所を与えるのではないかと、私から申し上げるまでもないことです。それから国の責任を回避するために、国営事業というものを公社、公団化するというような場合もあるわけです。非常に公益性が強く、従来国営事業で行なってきたもの、あるいは国営事業で行なうことのできるものは、公社、公団にすべきではなくて、いまの特殊法人の文部省関係の中でも、文部省自体でやれば済むのではないかと、思われるものがたくさんあるわけです。こういうことにしないで、官僚制度というものを民主化するのを通じて、あるいは財政運用というものの弾力性をはからなければならぬ面も多々あるでしょう。そして国営事業の弊害をなくして、機構の簡素化をはかって、何とか現在の制度のもとでやれるものは極力そうすべきではないか、こう思うわけです。公団、公社にした場合に、いろいろと利点もあることは、私は否定いたしません。それは政治的に自主性を持たせるといふような効果もあると思ひます。それから行政的にはやはり自

主性を持たせる、あるいは官庁あたりからの支配を受けたいような自主性が保たれ得るというように可能性もあるでしょう。人事管理の自主性も、またははかれるということもあるでしょう。それから財政も自主的にははかれるというように、すべて官僚制度というものの切り離された立場で、こういう自主性がそれぞれ保たれるというようなプラスの面を私は否定するわけではないわけですが、しかし、私はこの法案を見ますと、この自主性というものが確立されるといういい面がほとんど出ておらない。逆ではないか。全部自主性を失わせる方向に、特殊法人をつくることによって逆行している面だけしか目につかないわけです。このことはあとで申し上げたいと思うのでありますけれども、いま申し上げたようなことで、どうしても特殊法人にしなければならぬ必要性というものは一体どこにあるのか。どう考えても、いまの御説明では私は納得ができません。御承知のように、自民党でも、あるいは国民の世論として、特殊法人を減らせ、高級官僚の天下りで税金をむだ使いするような形はやめてもらいたい、これは世論だと思ふのです。いまの特殊法人の文部省関係のものを見ても、確かにいろいろ人たちが、優秀な人材を集めておりますけれども、それぞれこの特殊法人の仕事に取組んでおるとはどうしても考えられない。それだけに、また一つこういうものができ上がってくるということには、私はどうしても納得がいかない。あと一回、納得のいくように御説明願ひたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 文部省の所管の特殊法人の中で、会長に当てられております方、天野貞祐先生とか森戸辰男氏とか、いろいろ有名なりつぱな方がおられますが、これらの先生がなっております会長は大体非常勤でございます。いろいろ兼職がございまして、お忙しい方もございまして、十分にお尽くしをいたしていただくと確信いたしておるのでございます。常勤の理事長及び理事等につきましては、これはもちろん兼職はいたしてお

らないのでございまして、専心その業務に従事していただいております。

なお、この学術振興会の事業の内容について自主性の問題でございますが、これは学術振興会が学術研究に關しましていろいろの援助を与えたり、あるいは研究員の選定をいたしましたり、こういったようなものをいたします場合には、文部省の役人が直接にこういったものをやるよりも、実際に学術振興会におきまして学者の意見を尊重しまして、その組織の中において学者がその選定をやるという形をとるほうが、学問研究の自主性を保持する上においてきわめて適當ではないか。そういうことから、文部省でやることよりも文部省以外の、前には財団法人学術振興会においてこれを行なうてまいりましたし、今度も学術振興会で行なうてまいらるわけでございますが、これらの実際の業務の遂行に關しましては、全くこの振興会の自主的に運営されることにおまかせいたすのでございまして、そういう意味において私は、文部省が直接この学術研究にタッチすると思ひますか、携わつてまいるよりもずっと学問研究の自主性を保ち得る、こういう情勢になると確信をいたしておるのでございます。

○石川委員 いまの文部大臣のお話はちよつとおかしいのではないですか。いま現在、財団法人学術振興会というものは、学術会議が推薦をした配分審査委員というものがおります。これは文部省の学術奨励審議会の中に研究費等配分科会というものがございまして、これが学術会議から推薦された人で構成されたメンバーによって非常に民主的に運営されておるわけです。今度特殊法人ができたからこれをやめるかといつたら、そうじゃないですか。どういふことになるのかまだはつきり内容はわかりませんが、文部省が事ごとに干渉できるといふ形に変わらぬ。民主的な方向にいつていくわけじゃない。逆行しているのです。いまの御説明では、大いに民主的にやるために、いまの民主的な形よりもあと一歩民主的にするためにということですが、いまの法案を

見ると、文部大臣が全部任命するとか、全部がなじがらめにしておいて文部大臣の権限の強化をはかつて、それで一体民主的な配分方法がとれるというふうにはどうしたって考えられない。この特殊法人をつくる理由には私は絶対承服できないのです。その点、どうなんですか。

○鈴木国務大臣 学術奨励審議会の科学分科会についてお話がございましたが、これは文部省自体の中にある審議会でございます。文部省が大学及び大学付置研究所等に対しまして科学研究費を配分いたします場合には、これは文部省が所管いたしますし、当然文部省自体がやらなければなりません。そこで、この配分につきましては、ずっと以前からの学術会議との関係におきまして、密接な関係で配分をやっておるわけでございますが、この分科会のメンバーも全部学術会議から出していただきまして、その配分の基本方針も学術会議の意見を承りまして、そしてこの大学の教官の科学研究費及び研究費の配分をこの会議にかけていたしておるのでございます。この配分につきましては、文部省自体の組織と違ひまして、学術振興会自体が配分の組織なり委員会をつくつてまいるのでございまして、これはもちろんいま問題になつております学術会議との関係等もございまして、学術振興会自体がこれを選定してまいりますので、これは文部省の干渉の外にあるのでございまして、これは文部省の監督なり支配を強めるといふような意思は毛頭ございませんので、御了承願ひたいと思ひます。

○石川委員 どうも文部大臣の答弁で私は納得できないのですけれども、この予算は、先ほど申し上げたように三億円内外ですね。そのうち二億円までは日米科学合同会議、残りはわずか一億円、この配分をどうするかということがいま問題になつておるわけですね。そうしますと、この一億円くらい金を、わずかだとは申しませんが、

も、財団法人学術振興会では不可能だ、十分ではないと言われる根拠はどこにあるのですか。しかも学術会議で推薦をする配分審査委員を今後とも尊重していくとおっしゃるのですけれども、学術会議との関係はあとでまた質問したいと思ひます。いままででも十分やっていけるのではないですか。なぜこれが特殊法人でなければならぬのか、どうしてもわからないのです。

○鋼木国務大臣 たとえば、先般日米科学協力会議を開いたのですが、これにつきましては、やはり米国内におきましても公法人たる科学財団が分担をいたしておるのでございます。それに対応いたしまして、日本の場合は民間の財団法人というのではバランスがとれませんので、やはり日本におきましても、そういう公法人たる性格を持つていことが必要だということが主張されてまいりました。この予算は、もちろん現在のところは少ないのでございますが、先ほど申し上げましたように、財団法人で民間団体でございますれば、やはりその経理その他に對します文部省の責任と申しますか、十分責任を持つて事業を委託というわけにまいりません。そこで今後、血税でございます多額の費用をもちまして事業を遂行していただくためには、どうしてもその経理等に関しまして文部大臣が責任を持つという体制をとらなければならぬというのが、やはり特殊法人にいたしました大きな理由の一つでございます。

○石川委員 日米科学協力研究合同会議ですか、このことが一つのきっかけになったという御説明でございますけれども、NSFのことをお考えになつていられるわけですね。そういうこととの見合いでこれを考えた、そう確認してよろしゅうございますか。

それで、この点につきましてはあとでまた質問をしたいと思つておりますが、そのことはさておきまして、文部省の中に科学研究費というのがあります。これは三十八億圓、四十億圓足らずだと思います。このほうの配分は将来振興会でやると

いうのなら、これは特殊法人にしてそれを拡大強化というのか、特殊法人化しなければならぬという理由もわからぬことではないと思ふのです。この点はどうなんでしょう。

○鋼木国務大臣 先ほどちよつと申し上げたつもりでございますが、科学研究費、これは大学におきまする学術研究の経費でございますが、その算定にはいろいろ方法がございます。おもなものは、教官研究費と称しまして、教官に割り当てた額によつてはじき出しました講座研究費というの、大体きまつておるわけでございます。そのほかに、特殊のテーマに基づきます主として大学の教授の研究に對しまして科学研究費というのが、これは四十一億でございますが、これだけは四十二年度に計上されておるわけでございます。これは大学自体の研究費の配分の問題でございますので、文部省自体が、先ほど申し上げましたように、学術会議から推薦を受けましたメンバーによつて審議を設け、その配分をいたしておるのでございます。これを学術振興会に移すという意思は毛頭ございません。

○石川委員 そうすると、文部省の科学研究費四十億圓内外の金は、将来は絶対にやらない、こういうことを確約できますか。

○鋼木国務大臣 これはもう当然文部省の仕事でございますので、これをほかの振興会に移して配分させるということは絶対にないとお答えできると思ひます。

○石川委員 そういたしますと、また話が振り出しへ戻るようなことになりましますけれども、日米合同会議の予算が二億圓で、あと残った一億圓の金が幾らふえたといつてたかが知れております。その膨大にふやせるという見込みのものではないので、これは特殊法人をつくつて相当組織をしつかりさせなければできないという、それほどの必要性は私はないと思ふのです。これは将来どのくらいになる見込みですか。

○鋼木国務大臣 これは、現在においては二億圓少しでございますが、特殊法人にいたしましたの

は、業務の性質上そういうふうにしたのでございまして、文部省の所管の特殊法人としてたくさんございまして、それはその特殊法人の性格上特殊法人としていたしておるのでございまして、その金額が非常に大きくなるとか、ゆえにこれは特殊法人にしたとかいう、そういう基本的な意味はないのでございまして。ただし、学術振興会におきましても、将来におきましては相当——ただいま申しましたように、アメリカとの科学協力だけでも二億にのぼつておりますけれども、今後やはりますます必要になってまいります東南アジア諸国との学術協力とか、こういったものを考えてまいりますと、これは将来におきまして予算的にも相当増額してまいる必要があると考えておるのでございまして。将来幾らになるかという予測はいたしておりませんけれども、相当の予算の伸びは予想いたしておる次第でございます。

○石川委員 どう考えても、この一億圓のものがよしんば——最近の伸びでございますと、昭和三十四年に一筆に伸びても二千万圓というのが、十年足らずのうちに一億一千万をこすという金額になつております。したがつて相当伸びておりますから、これはかなり、一億圓じやなくて二億から三億、そういうふうな金額にはなるであらうでしょう。日米協力研究補助というの、これはだんだん少しずつふえるだろうということは言えます。しかしながら、それにいたしまして、特殊法人にしなければ財団法人ではできないということはないでしょう。いまは、御承知のように特殊法人をつくつて非常に才能のある大ものが理事長にすわつて、これはほとんど常勤じやないですね。この中で常勤らしいのは——私立学校振興会の大泉孝さんという会長が月二万五千圓、これは常勤じやないからこうなんでしょうけれども、あとおしなべて二十四萬、二十萬、二十萬、二十三萬あるいは二十三萬、これは膨大な——膨大なと言ふ言い過ぎかもしれないけれども、たいへんな報酬をもらつておるわけですね。これに見合うだけの仕事をしていられるかどうか非常に疑問で、それだ

けのそういう人を持つてきてやらせるほどの仕事か。この学術振興会の中に特殊法人化してやらせる必要性というものは、私はどうしても納得できない。財団法人でけつこうじやないか。運営のよろしきを得れば幾らでも十分できるのではないかと、こう思ふのであります。

この点はどうも平行線のようにありますから、その次に質問を移すけれども、特殊法人にする理由は、いまの説明を受けた範圍では、絶対にない。現在のままでも十分できるし、学術会議等は、現在のままのほうで非常に安心してまかせることができ、こういう考え方を持つておるわけですね。こういう現在のほうはいたる世論の公団、公社というものは極力減らせたいことをあえて押し切つてまで特殊法人にして、学術振興会というものを格上げするよりも格上げするといふうか、特殊法人化するという必要性は、いまの御答弁に関する限りはどうも私は考えにくい、こういうことを申し上げておきたいと思ふわけですね。

○床次委員長 関連して、三木喜夫君に発言を許します。

○三木喜夫委員 関連して文部大臣にお聞きしたいのですが、二つ聞きたいと思ひます。いま科学技術振興対策特別委員会では、動力炉の開発事業団の問題をやつてまいりましたし、さらに東大の宇宙開発の研究所、いわゆる東大のロケットの問題をやつてまいりまして、大臣の言われることで非常に矛盾することは、こういう東大のロケット打ち上げが非常に大きな事業化してきて、いわゆる研究、開発、そして事業体、こういうことになつてまいりましたときは、どうしてもここにボウダ的な性格、管理的な性格を持たして、そして特殊法人にしなければならぬという理由もわかる。しかし、これは私、科学技術対策特別委員会で大に聞きますと、大学の研究の自由だから、これは大学をそのまま置いておくのだ、こういうぐあいにおっしゃる。しからば特殊法人にするところの一つの基準というものは、アメリカとのいさひのために、つり合いのために

必然性がある。石川さんは後者を盛んに大臣に聞いておられたのですけれども、金はふえない、そうして特殊法人に当然しなければならぬ、ロケットの打ち上げ業務、大学の研究として残るところはわかります、大学ですから、東大ですから。しかし、その分は置いておくわけであります、事業体それ自体は、当然ボーダ的性格を持たせたり、あるいは管理運営をしつかりやらなければならぬ。能力のある人が必要であるから、そこで特殊法人にしなければならぬと言われる。それは全部特殊法人を政府に握っておきたい。そうして世界の進進におくれないように、それは大学の範囲内でやっていただくならないのです。科学技術庁の権限のところまで入っていくというような意図が、私たちにありありと見える。ここにはしなくもあなたのいま申されました管理的な能力のある人を使って、まず受け入れ態勢をしつかりするとおっしゃっておるけれども、それは研

の意図がありありと出ておるじゃないですか。そう解釈せざるを得ないわけです。先の問題をひとつお答え願いたいと思います。いわゆる事業体としてやる場合、あるいは特殊法人となる場合は、ビッグビジネスになった場合、あるいは予算が非常に大きくなった場合、この二つの場合ですが、どちらでもない。そうして一方では大臣は、大学の自由は認める、学問の自由は認めなければならぬ、こういう主張をされておる。これから統制をやるのじゃないですか、文部省のリモートコントロールのもとにおいて。こういうふうに私は思うので、石川さんの質問に関連して、この点はひとつ明確に聞いておきたいと思うのです。

○**榎本國務大臣** このビッグサイエンスとか、その研究が非常に大きくなったとかいうことは、この法人にはあり得ません。それだけはひとつ……。これはあくまで奨励機関でございますので、この法人自体が研究をやっていくというのではありません。ですから、あとの官僚統制をふやす、増加するというについては、この法人が行ない

ますところの業務の内容におきまして、ある学術研究、総合研究でございますかあるいは研究者の選定でございますか、こういうことについて、文部省が一つの意図を持ちましてそれに監督強制を行なうということであれば、それは文部省が把握してという意味が起るかもしれませんけれども、こういうことは毛頭考えておらぬのでございます。いや、むしろそれを民間の大学者なりそういった専門的な人におまかせして、文部省が関与しないほうが、学術行政上、振興上は正しい、こう考えましたので特殊法人として、文部省はみずからやらないで特殊法人の手をかりて、しかも特殊法人の自主性を重んじてやっていただく、これが特殊法人とする理由でございます。少しも関与するという意思はございません。

○三木(喜)委員 関連ですから、もう一言だけ言っておきたいと思うのですが、審議会とか民間の力をかりて研究者を選定する、こういうことをやられるのなら、特殊法人にしないでいいままでのとおりでもいいですし、さらに、あなたはそういうようなことをする諮問機関を持っておられるのです。三十四億から四十億近いところの科学研究費の配分については、諮問機関を持っておられるのです。それでも今度、私あとで聞きたいと思うのですが、湯川研究班の問題で問題を起こしているわけですか。このうしろには、そこにおられる岡野審議官のリモートコントロールがきいて、そして、湯川さんの班のものを切れという原則を出されておるように聞いている。これでさえ文部省がリモートコントロールをきかしてやっておるのですから、あなたは、そういうような官僚統制する意図はない、こうおっしゃっておいまされども、明らかに、法律は制定されたら大手を振って歩き出す。それは何かといいますと、官僚統制です。いままでその例があるのです。国立研究所なんかは、小中のごときに研究費を配分するのにならぬ、官制のコントロールがきいて、民間では自主的な研究よりも、官僚研究、官僚のつくったところの官製の研究というものに研究費を配分し、

あまつさえこれと組合員を分裂さすという方向に結合して、第二組合なり、あるいはまた教員組合を分裂さす方向に持っていく役割りをいま持つておる。こういう例がいままでにあるのです。今度大学の中にもそうした権力支配のいわゆるスタンダードをつくってやっていこうとするのか、一つにはそういう心配もあり、もう一つには、あなたは世界的な学術の研究とか何とかおっしゃっておいだたのですが、科学技術庁のせつかく負い得たところの研究調整というような仕事を、将来何十億、何百億というような規模になってきたときにはもう併合してしまおう、そういう意図を持つておられるのか、非常に心配な点があるのです。スタートの点に心配な点があるのです。私は関連をしてお聞きしたわけでありまして、私のときにもっと詳しくお聞きしたいと思いますが、関連です。それから、これでおきたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 湯川さんの研究費の問題については、後ほどお尋ねがあるかと存じますからそのときに譲りまして、一言に申し上げますと、私ももし官僚統制しておるとしたならば、逆に湯川さんのああいう研究費を削るなんということは、まず絶対ないと言っていると思ひます。それは学者のきめましたその方針をそのまま——われわれ不干渉でおきましまして、あとになってそういうことを聞きまして実は驚いたわけなんですけれども、それはむしろ逆に、この審議会におまかせをいたしまして、その方針に基づいてやるのに全く干渉してないという例証にしたいでございます。それに私は思っているわけでございます。

それから、科学技術庁との関係で、私どもは、何か科学技術庁を侵害するとか、そういうたようなことは毛頭考えておりません。やはり科学技術の振興に關しまして科学技術庁の持つ使命というのは重大でございますし、私どもは主として大学を中心として考えてまいりまして、これらの間において常に矛盾のないように協力をいたしましてまいるように、閣内におきましても、また實際上の行政的にも、できる限りの協力体制でやってお

るつもりでございます。その点について、もし私どももやっておりますことについて間違いがございましたら、いつでもこれは反省し、訂正してまいりたいという覚悟でおりまして、科学技術庁の権限をどうするなんということは夢にも考えていないことでございますから、その点は御了承いただきたいと思ひます。

○石川委員 私は文部大臣のいまの答弁を聞いて、口は重宝だということをつくづく感じました。そのことについてはあとで、科学技術政策の基本対策といひますが、それはどうあるべきかという点については質問をしたいと思ひております。

二番目に、いまの三木さんの話に関連をして一ただけ、これはちよつと蛇足になるかもしれませんが、伺つておきたいのですけれども、素粒子研究所が、朝永さんの奔走によりまして、たいへん大幅の予算がつくということが予定されておる。これはたいへんけつこうなことだと思ひます。これはほかの国を見ますと、大体原子力委員会の統括下に置かれております。これは文部省だけでおやりになるということになっておるわけであり

ます。これ自体も形としては少しおかしいのではないかと。別に私は、科学技術庁の肩を持つという気持ちには毛頭ありませんけれども、ビッグサイエンスというのはイコール・ビッグビジネスであります。したがって、その中心として朝永さんが会長になられるとか何とかいうことが予定されておるようであります。たとえば素粒子研究所一つをとりますと、これは朝永さんが全部取り仕切つてやれるという性格のものではないのです。

これはあくまでも研究の主体としては朝永さんのような世界的な学者が入らなければならぬと思ひますけれども、これは経営であります。いろいろ人事管理もあります、建設の仕事もあります、これをノーベル賞の学者に引き当てるにたえるかどうかということになると、そういうことができないことがむしろ学者としての誇りであり、これの全責任を持たせることによって朝永さんにき

ずがつくのではないか、宇宙と同じ二の舞いを踏むのじゃないか、こういうことを私、非常に憂えております。科学技術庁長官は、きょうは自分の委員会じゃないような顔をしていますけれども、この素粒子研究所みたいなものをどうして科学技術庁でやりにならないのか、それを、それをちよつと伺ひたい。

○鈴木国務大臣 実は、素粒子研究の巨大加速器の予算要求が私のほうの文部省所管として出ていたのをごさいますして、その予算的折衝は私のほうでやってまいりました。その研究、いままではこの準備体制を実は東大の中に置きました。素粒子研究の準備研究を受け持っておいた関係から、その素粒子をやるかやらぬかというところになりまして文部省の予算に計上したわけでございます。しかし、この巨大加速器を研究体制としてどう整えてまいりますかということこれはこれからの問題でございます。もちろんこれは東大自身におきまして、もはや準備体制は引き受けてまいりましたけれども、素粒子研究の機関を東大が持つということについては、東大自体は絶対に反対をいたしております。でございますから、この体制を原子力の一環としていたしますか、あるいは別個の特殊な研究機関をつくりますか、それらの問題はやはり今後学術会議等におきまして十分研究をいたし、また準備会においても検討いたしまして、その研究体制につきましましては私どもは全く白紙で臨んでおるのでございます。ただ、朝永さんがこれに關係をいたしましたのは、学術会議におきましてこの研究体制をやれという決議に基づき、朝永先生は学術会議の会長として、その代表として学術会議のこの決議が実現することに努力されたのをごさいますして、今後この素粒子研究がいかなる形でどういうメンバーでやっていかれるかということにつきましては、文部省としては、全くある一定の予定と申しますか、持つておらないのをごさいますして、これは学術会議なり、今後そういう研究に關係をいたします関係者の御研究なり検討に待ちまして、その結論の出た方向

に向かいましてもし私どもが今後努力する面、分担する面があれば、今後やってみようというのが現状でございます。

○石川委員 素粒子の非常に膨大な、将来何百億というふうにかかるといふ計画が、いまだ将来の経営のめどが立たないなというの、ぼくは不定見きわまるものだと思うのです。ほんとうにこんなことで予算を獲得して、あとは野となれ山となれではないでしょうか、どうやるかまだきまらぬ、実際には無責任な予算の獲得だと思ふのです。これは何回も繰り返しますけれども、ビッグサイエンスはビッグビジネスなんです。文部省だけでとても手に負えるものじゃないのです。そういうことで、ぼくは科学技術庁長官もすっかりしてもらいたいと思う。どこの国に行っても科学技術庁の所管ですよ。文部省でやる性質のものじゃないのです。しかし、別に科学技術庁がそれだけの力がある、それだけの能力があるというふうによく評価しておるわけじゃないのです。評価しておるわけじゃありませんけれども、あるべき形としてどうかということ、私、あとから世界各国の科学技術行政のあり方と日本との対比の上において質問したいと思つておるわけですから、少なくとも素粒子研究所のようなもの、これは一つの例であります。これは大学のワク内ではとてもできないわけです。よく引き合いに出されるのですけれども、大学の中でも、カリフォルニア大学の中にロスアラモスという原爆の研究をやつておるところがある。これは相当の成果をあげております。同じカリフォルニア大学の中でジェット推進とか、有名な観測の衛星を飛ばして成功しております。だから大学でもできるのだ、こういうふうな錯覚をお持ちになりがちなんですけれども、これはとんでもない間違いだ。ということ、大学の研究は、片方は宇宙航空局のNASAの統括下に置かれております。原爆の実験推進というものは、これは原子力委員会の完全な統制下に置かれてあります。大

学だけでやつておるわけじゃないのです。これらのビッグサイエンスというのは、大学だけでできる時代ではないのです。その点をよく考えていただいて、おれのところで何でもかんでもやるのだというふうな張り根性は捨てていただいて、科学技術行政がどうあるべきかというふうな根本に立ち直つて、ひとつ手直しをしてもらわなければならない。そのために、私はこういうものができることは非常に障害になると思つております。いまの段階でできることは障害になる。私は、科学技術庁のほうで全面的にそれを統括しろという意見はまだ出てきません、これはどういふふうにするかということ、これはからの研究課題で、早急に結論を出さなければならぬ問題で、その上に立つて学術振興会というふうな法律案も出すべきである、こう思つておるわけなんです。その話はあとからまた申し上げます。

第二番目に、民主的にするための特殊法人である、こういうふうにおっしゃいますけれども、私は実は法律屋じゃありませんから、法律を読むのはあまり好きじゃありません。したがつて、大ざっぱな議論ばかりやつておる男ですが、頭は非常に雑でありますけれども、これは長い条文じゃないですから、一通り読んであつてにとられたたいうのが真相であります。一つ一つ申し上げたいのでありますが、時間がありませんから要点だけ申し上げます、まず第十条、役員は、文部大臣が任命する。となつておる。この役員というのは、理事長、会長というのが役員である。評議員もおそらく文部大臣の任命でしょう。これは一から十まで文部大臣ですね。えらい力を持つものですね。こういうふうな強大な力を文部大臣が持つわけですね。いままでの学術振興会とはだいぶ趣が違ふのです。これもこれも全部任命でやる。これが一体自主性を尊重するということになるのですか、これをお答え願ひたい。

○初木国務大臣 特殊法人の大体でございます。については、ほとんどこういう形式をとつておるわけでございますが、しかし、文部大臣が任命する

と申しましたも、たとえばこの振興会の会長なり理事長を選ば、これはうわさで何か私どもが予定しておるようなことを申し上げますけれども、私どもとしては完全に予定なんか持つておりません。それでやはり振興会の会長等につきましては、十分にこの振興会の会長たるにふさわしい、りっぱな方を各方面とも相談してきめたいと思つておりますし、また評議員を任命すると申しまして、これは法規上、たとえばいま一ほかにそれでおしかりを受けるかもしれませんけれども、現在私ども、形式的には大学の学長も教授も、文部大臣の任命になっております。しかし、事実におきましては、国立大学の学長は全部民主的な選挙によりまして決定し、それをただ形式的に文部大臣がその任命の手續をいたす、こういう形になっておるというところになっておりますけれども、評議員の決定等につきましては、もちろんこの振興会の内部の關係の意思いかんにかかわらず、文部大臣がそういう意思も無視して任命する、そういうことは絶対にないものでございます。法規上の形式等は、こういうふうな特殊法人の形式をとつてまいりましたけれども、実際の運営につきましてはそういうことはございせんので、この点は御了承を願ひたいと思ひます。

○石川委員 御承知のように、法律はどういう意図でつくつても、法律は布告されてしまえばひとり歩きするのです。そうすれば、文部大臣はだれの意向を聞くかといつても、だれの意向を聞くというところはここに書いてないじゃないですか。いままでは、財団法人のうちは学術會議の意見を聞いたり何かして、いろいろな人が民主的にといひますか、そういうことで選ばれておつたように聞いておりますけれども、今度こういう法律が出れば、文部大臣の気に入らぬ者は会長にできないですよ、文部大臣の任命ですよ。これは自主性を尊重するといひながら、どう考えても、この第十条によれば、自主性を尊重するがために、学問の自由を守るために特殊法人にしたという論拠には

ほど遠いと思うのです。逆行ですよ。これは弁解の余地はないと思ひます。だから、この点については答弁は要りません。

それから第十八条、「振興会に、評議員会を置く。」評議員会は、十五人以内の評議員で組織する。「評議員会は、会長の諮問に応じ、振興会の業務の運営に関する重要事項を審議する。」こうなつております。しかし、この評議員会というものは諮問機関ですね。今度は諮問機関ですよ、会長が諮問しなければ眠つていていいのです。会長あるいは文部大臣の意向でどうにでもなつてしまふという危険性が出てきている、審議機関ではない、諮問機関です。従来はどうなつてゐるかといふと、従来は審議機関です。評議員の方々が集まつて十分に審議をする、そして審議の結果に基づいて運営がされるということになつておつたわけですね。ところが、今度は諮問機関ですよ。諮問機関ですから、評議員会なんてやらなくともいいのです。会長が諮問しなければ、会長の独断でできるのです。これが学問の自由を守ることになるのです。これが官僚統制をはずすという方向をたどつてゐるのですか、どう考えてもそれは出てこないでしょう。どうなんですか、この点は。

○初木国務大臣 これは、特殊法人の性質上評議員会というのを置いておるわけですが、大体諮問機関の一つの組織の中にあります。しかし、この学術振興会の中の組織の中にあります。会長が重要な事項を諮問しないとか、そういうことはあり得ないことではございまして、この業務の遂行については十分評議員会の意見を聞いて行なつていくというの、これは常識的に考えまして、この評議員会を全く無視して、そして会長が独断専行をやるといふようなことは考えられないことではございせんけれども、諮問機関として、やはり十分評議員会は、この振興会の業務に関しまして重要な機関としてその運営に参画するものと私は考えております。

○石川委員 いまの説明にも説明になりませんですね、

特殊法人になったていいとして、これは、諮問機関であることは通常であると法制局のほうはおっしゃったかもしれませんが、しかし、学問の自由を尊重するというなら、そのために特殊法人にしたというなら、いままでも審議機関だった審議機関にするということなせしめられなかったのか。諮問機関で評議員だ、いつ諮問がくるかわからぬということでは、これは振興会に対する関心も相当薄くなるということにならざるを得ないと思うのです。審議機関ならこれをどうしてもやらざるを得ないという責任があるのです。諮問機関では、諮問がくるまで待つていければいいのです。これではこの評議員の心組みというものがだいたい変わってくるわけですね。

そういうことで、文部大臣の権限というものは相当強まってくる。というのは、その次に第十九条「評議員は、振興会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する」となっています。この評議員も文部大臣が任命するのです。評議員を文部大臣が任命しておいて、しかもこれは会長の諮問機関だ、これで民主的な運営になるのですか。いまの財団法人よりもこういう特殊法人にしたほうが、学問の自由、民主的のルールが守れる、こういうことになりませんか、この法律で。

○鈴木国務大臣 法規上はこうなっておりますけれども、実際の運用にあたりましては、そんな御心配あるようなことはないと思います。それは、たとえば評議員を文部大臣が任命すると申しまして、何もこの学術振興会の意見も何も聞かないで、そして全然関係のない人を任命するとかそういう問題ではございません。どんな大臣が出身しても、私どもとしては、そういうことは心配ないと思っております。

○石川委員 どうもいまのように、ことばの上のことだったけれども何とも言えるのです。だから、私は口は重宝だと申すのだ。法文の上ではっきりしてもらわなければ、とてもそんなことはどうにもならぬでしょう。絶対信用できません。

んね。

また戻りますけれども、第八条「振興会に、役員として、会長一人、――会長はだれを予定していただきますか、まだきまつておりませんか。巷間うわさされるところによりますと、たいへんうわさな方がなるんじゃないかといわれている。その方は、名前はあえて申しませんが、あつちもこっちもずいぶん委員会をたくさんやっていますし、そういう人が会長になったって、先ほど文部省の関係で申し上げましたけれども、崇高な目的を持った特殊法人に格上げをした、法人化された学術振興会の仕事に、まともに取組めるといふ人かどううかということに、私は非常な疑問を感じております。この人自身は、私はたいへんうわさな方じゃないかと思っておりますけれども、そういう人が、ダボハゼみたいな会長がはいりますよ、いままでの会長の中には、それと同じような会長がまた来るんじゃないかと思つてゐる。学術振興会の会長なんかつくつてみたところで、ダボハゼ会長では絶対にだめだ、それははっきり申し上げておきます。

それで、「理事三人以内及び監事二人以内を置く」ということになっておりますが、理事は三名ですね。いままでは二十名ですよ。いままでの財団法人だって二十名です。二十名の理事が非常に熱心に打ち合わせをされたと思うのですけれども、今度はたった三名で、それでしかも民主的な運営の方向に向くという形をとることになるかどうか、私はたいへん疑問だと思つてゐる。どうしてこれは三名にしようとしたのですか。

○天城政府委員 特殊法人の仕事の本来の性格が、会議体というよりも実施機関でございますので、一定の数に制限したのでございます。現在の学術振興会はたまたまが合議制の機関という形になっておりますので、理事会を中心に運営するという制度でございますが、その点で性格は従来の財団法人の場合と若干違ひますので、理事組織も異なつてきたわけでございます。

○石川委員 どうも納得のいかない説明ばかりで

すけれども、ぼくは、理事二十名がいいかどうかということとは別問題ですけれども、かなり多くの人が多くの意見を出して、民主的なルールにのつとて学術振興会をいままで運営しておつたと思うのです。しかし、三名ということになると、多くの意見がこの振興会に反映をしない、そういう危険が多いと思うのです。理事を三名にして、理事を中心として理事会が中心で運営するんだということになるから、なおさら評議員会がおかしなことになるから、なおさら評議員会が諮問機関にするというの、理事を中心にして運営をするということのあらわれだと思つてゐます。その理事会がわずか三名ということですから、その理事が少数支配ですよ。文部省がコントロールするのは、非常に都合のいい形がここに出てきた。いままで評議員会は諮問機関でなくて審議機関で、理事は二十名もおつたということで、なかなか船頭多くして舟山に登つたというような懸念があつたかもしれないけれども、その反省からこうなつたかどうか知りませんが、少なくとも先ほど文部大臣が説明されたように、民主的な運営をするんだ、学問の自由を守るんだ、そのために特殊法人にするんだということからは、これは明らかに逆行じゃないですか、この点はどうお考えになりますか。

○天城政府委員 まずこの学術振興会は研究機関でございますので、研究助成機関でございます。ただ、最近の趨勢といたしまして、学術振興会を通じてやる仕事が非常に多くなつてまいりましたし、また学術会議自身からも、毎年のように学術会議からの勧告ないしは答申事項で学術振興会にここにございませう流動研究制度その他も、ほとんど学術会議からの答申の仕事でございます。そういう意味で、学術振興会が非常に重視されてまいりましたので、学術会議におかれまして、またわれわれの目から見ても、学術振興会を強化していくためには、充実させていくためには、いまの財団法人、要するに、私法人の形ではなかなか

十分な仕事ができないという観点から、国もつと十分に金を出す。現在の学術振興会の経費の大半が国からの支出でございます。当然国からの支出がこれからもふえていくわけでございます。その面では、学術振興会も単なる私法人から、かなり公的な性格を持つてなければならぬ方向であります。そういう意味で特殊法人化いたしました。学術振興会を通じて行なう仕事の体制を整えたいという形で特殊法人化をとつたわけでございます。具体的に特殊法人がやります仕事は、現在の財団の場合もそうでございますが、奨励研究員の選定ですとかあるいは国際共同事業の実施ですとかいたしますけれども、それぞれにつきましては、またその中で十分な専門家をあげて、公募の方式をとつて現在やつておるのでございまして、そういう点につきましては、私たち特殊法人の執行体制が整うということ、研究に關連いたした面での従来よりも自由な方法は十分できると思つてゐるわけでございます。仕事が多くなつてまいりますし、責任体制をはっきりするといふのも一つの目的を持つておりますので、特殊法人化をいたしましたのでございます。

○石川委員 いまの説明もちょっと納得できません。特殊法人で将来どのくらいの予算規模になるかわかりませんが、いまの財団法人でできないという理由が、ぼくは全然ないと思つてゐる。それは文部省がほんとうに育成してやろうと思えば、その予算をふやして、またその運営についていろいろ指導するということには、いまのままだつてできないことはないです。特殊法人にすることに、私が先ほど申し上げたように、理事を減らす、評議員は会長の諮問機関になる、この役員というものは全部文部大臣の任命になる、こういうことをしてまで特殊法人にしなればならぬという根拠にはほど遠い私は思うのです。

第二十一条「振興会は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様

はもう明らかだと思ふのです。そういうことまでして特殊法人にする必要があるかということになると、どう考えても納得がいかない。

それとあと一つは、文部大臣のほうは、科学技術振興の問題に関しては「学術の振興」というふうに書いてありますけれども、これにはもちろん人文科学も入っております。入っておりますけれども、大学の研究に関しては、科学技術の関係でも科学技術庁の所管ではないというようないふ項になっているわけですが、この中には大学という文字は一つも出てきません、全然出てきません。大学という字がどこかにあります。

○天城政府委員 これは大学を直接の対象に仕事をする機関ではございませんで、この条文にもございますように、研究者の共同研究ですとか、奨励研究生の奨励金の交付だとか、国際共同事業の推進だとか、関係の学者が対象でございまして、特定の大学という機関をどうするという考え方はございません。

○石川委員 大学という機関ではない、こうおっしゃいます。それで科学技術というものも含めての振興をはかるということになりますと、これはちよつと新しい問題が出てくるわけです。民間の研究者にも金を出すということになるわけですね。そういうことになりますと、科学技術の行政というもののあり方が一体どうなるのかという根本問題に触れた上で、この学術振興会法案というものは検討されなければいけないと思うのです。私は一がいにかから十まで全部悪いと言うつもりはないので、振興させるためのいい方法があれば大いにやたらよろしいと思ひますけれども、この科学技術の振興方策というものを国全体としてどうするか、こういう上に立つて私はやってももらいたいと思う。

それで、先ほどの話にありましたけれども、科学技術の振興ということの中心になっている学術振興会の仕事は、日米科学合同会議ですか、こういうものが中心になっている。これはアメリカにおいては米国の科学財団、NSF、ナショナル

ル・サイエンス・ファウンデーション、こういうことで向こうはやっていて、それに見合うようなかっこうでこっちも特殊法人にしなければならぬというところで、NSFにならなければならぬ学術振興会を特殊法人化した、こういう御説明だつたわけですね。ところで私もだいぶ前に、この科学技術振興方策といふもの、そのことのためにアメリカ、ヨーロッパ、ずっと一通り回ったことがあります。それで科学技術振興をやっているのは、一体アメリカで——いまアメリカの問題が出ておりますから、アメリカだけを例にとります。そうしますと、アメリカではまず第一に科学技術会議、それから科学財団、それからAEC、それからNASAこういうのが大体アメリカの科学技術振興の代表的なもので、こういふことで理解して、いろいろ指導者の方とも会談をし、帰ってきたことがあります。このNSFというのは、アメリカで文部省の所管になっていきますか。

○天城政府委員 文部省のような機関はアメリカにございませぬし、独立の機関だと思つております。

○石川委員 私は先ほど来申し上げているように、科学技術の振興方策といふものはどうあるべきかといふことを考えても、なかなか私自身結論が出ないわけです。結論は出ませんけれども、科学技術庁というのは、できたときの経緯を見ると、大学のほんとうに基礎研究といふものを除いて、それ以外の科学技術行政は科学技術庁がやるべきものだといふ使命をもつて、私はこの科学技術庁が生まれたのではないかとこのように理解はしています。ただし、現在科学技術庁といふのは、たいへん言いにくいことではあるけれども、プロジェクト・リーダーとしての資格があるかどうか、たいへん私、疑問を感じています。したがって、そういうことも含めて、今後日本の国を立て直して、将来の繁栄をもたらすための科学技術行政といふのは非常に大事なもので、資本の自由化に備えて技術の獲得のために日本はほんとうに席巻されてしまふのではないか、そういううたんば

に来て、科学技術振興といふのはまた新たな課題として時代の焦点になっているわけですね。そういう場合に科学技術庁長官は科学調整費といふようなものを持つておられますけれども、民間も含めての科学技術振興といふものは、あなたのほうがおやりになるというたてまえで科学技術庁といふものはできたと思うのです。その点どうお考えになりますか。

○二階堂国務大臣 これは科学技術庁ができてからわづか十年、そのいきさつはいろいろなことが言われておりますが、現在石川さんがおっしゃるとおり、どこの国でも科学の振興、技術の開発については非常な努力を払つておるときでもありませんし、したがって、わが国におきまして、科学技術の振興には国をあげて取り組んでいかなければならぬことは、もう申し上げるまでもないのであります。そういう情勢下にありますので、私どもは、科学の振興、技術の開発につきましては今後とも格別の努力を払つていくつもりでございまして、これにつきましても、やはり文部省等にも非常な関係のある面がたゞさんあるわけです。特に基礎研究、大学の研究あるいは民間の協力を求めていく上におきましても、私の関係の省あるいは文部省にもそれらの仕事があるわけでございますので、一がいにかから十まで全部それを受け持つてやるべきだとは私も考えておりません。文部省もそれぞれ分担していかなければならない。特にこの科学技術の振興、学術の振興等については文部省自体でやってくださなければならぬ。部面もたくさんあるわけでございますので、今後こういう面につきましても十分ひとつ協力して緊密な連絡をとって、遺憾のないような体制をつくつていくべきだと考えております。

○石川委員 どうも科学技術庁長官、だいぶほかの委員会にきたようなかっこうで遠慮をされて発言をされておる。それはそれで一応いいしでしょう。非常に不満ですけれども、それでもうはつきりいたしませんけれども、それでいいとして、いま学術局長のほうは、大学だけが

対象ではないから大学という文字を一つも入れてない、こうおっしゃる。民間の力を糾合するといふことがあらかじめ入っているわけですね。そうしますと、当然学術振興会は、文部省だけの仕事でない部面が、いま科学技術庁長官がおっしゃったような意味と逆に出てくるのではないかと私は思うのです。

それで、私が伺いますところによりますと、この学術振興会というものは将来どういふふうな発展をするのか、ちよつと海のものとも山のものともわからぬという不安があるわけですね。しかも大学だけというふうに限定しているわけでありません。したがって、科学技術庁としては重大な関心を持たざるを得ないと思ふのであります。これはやはりなわ張りといへばなわ張りになるかもしれませんけれども、そういうことでなしに科学技術庁とも十分な連絡をとってもらわなければならぬ、こういう性格のものだと思ふのです。そこで、初めはこれは文部省と科学技術庁の共管にしようではないか、こういう話が出た。しかし、文部省のほうからは、そういうことはけしからぬ、だめだといふことで拒否された。しからば覚え書きをかわそうといふことになったのだけれども、その覚え書きといふものはまだできておらぬわけです。こういう性格のものは大学の学術研究だけではないことであるから、当然これは科学技術庁の意見も聞くとか、あるいは共管するとかいふ措置がはかられていと思ふのでありますけれども、覚え書きがかわされておらないといふような状態といふものは一体どこに原因があるのか、どういふ経過になっているのか、それをひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 実は私も、この法案作成の段階におきましていろいろ事務的折衝については、いま申されたようなことがあったと後になって聞いたわけですが、これは仰せのとおり、科学技術庁と業務の内容その他につきましても非常に関係が深い点がございします。今後実際の運営にあたりましてはもちろん科学技術庁と十分の御

○石川委員 その覚え書き自体がなかなか合意に達しないのですよ。文部省は文部省の意見があるだろうし、科学技術庁は科学技術庁の意見もあるだろうし、そういうことで共管というのがなくなれば、当然覚え書きぐらいいは必要だと思うのだけれども、この覚え書き自体がなかなか合意に達しないというのが現状だというふうに私は聞いております。そういうことになりますと、このNSFをかたどってといいますが、これをモデルとして一応科学技術振興財団というものをつくったわけでありますけれども——この一九六六年度の予算を見ますと、米国の科学財団というものは四億六千六百万ドル、実に千六百八十億円という、これは実際にビッグサイエンス、ビッグビジネスというものを除外した形の組織でありますから、かなり大きな予算を持っているわけですね。そうする

○天城政府委員 大臣のおことはを補足いたしますが、NSFをかたどってつくったとは申しております。ただ、日米科学共同事業のためにアメリカもNSFの政府機関が働いている。日本も対応する機関としてあいつた一つの例として申し上げたので、科学振興会は決してNSFをまねした機関ではございません。アメリカの行政機構と日本の行政機構を比較することは、形の上ではまず無理じゃないかと思えます。まず、連邦国家でございまして、文部省はございません。そういういろいろな国の立場でございしますので、特にある機関だけを比較して、これを議論するのは非常にむずかしいんじゃないかと考えております。

それから日米科学の場合も、アメリカはNSFが実施の主体になる。日本ではどこがやるかということは、政府の間で初めの話で科学技術庁でやるべきものは科学技術庁でやる、文部省でやるべきものは文部省でやる、文部省で担当するものにつきましては学術振興会がこれに当たる、ただそれだけの話でございまして。

それから学術振興会は、さっきこれまた私、ことばが不足だったと思いますので補足させていただきます。大学という文字が入っていないからということで、大学ということからはみ出るといふ御議論でございましたけれども、大学という機関を対象に仕事をするものでないといふことを申し上げたのでございまして、ここにあります流動研究員制度、これは大学の現在ある講座における先生が共同研究をするために他の大学の講座に行く場合の研究費、旅費等を支給するという制度でございまして。中身はほとんど、奨励研究にいたしましては基礎研究に関する研究者の奨励ということとでございまして、大学という表現がないとか、あるいは大学という機関を直接対象としないことと、それから流動研究員や奨励研究員の問題がどこまで発展するといふ意味ではございませんで、基礎研究の分野を定めていきたいというのがこの考え方の中心でございまして。

○石川委員 全米科学財団というものの中身は、

この学術振興会に非常に似ておりますね。やはりこれは基礎研究ですよ。計画部門と国際活動部門と研究部門、管理部門、こういうふうに分かれておりまして、これは一々いままでの財団法人学術振興会などと照らし合わせてみますと、ウリ二つと言えらるくらい非常に似ております。私は、いま大学局長が言ったように、アメリカは連邦政府で、それをそのまま日本に移しかえて比較対照することは非常にむずかしいという事は百も承知です。それは同じものにはなりません。しかし、アメリカと比較できるのだったら、アメリカのものがいいとなればそれをそっくりそのままねすればいいのですが、それはそれはいいかない。そうはいかないだけに、日本の緊急の課題になっている科学技術の総合政策というものをどう進めていくのか、そのことをまず政府自体がじっくり取り組んで方策を立ててもらいたい。その中で学術振興会をどう位置づけをするか、こういうことを考えないと、いきなりNSFになるとはいま言っておりませんようにしたけれども、しかし、NSFというものは多分に、八割ぐらい頭にあつたとは否定できないのです。それはNSFというものがあつて、法人格を持って、それがこの日米合同会議をやる。おれのほうもNSFと同じようなものをつくらなければかつこうがつかない。これは大臣の説明どおり否定できないと思ひます。NSFの中身というものを学術振興会がやろうという、中身はウリ二つですよ。これは否定できない。ほとんど変つておりません。したがつて、これは何と強弁をし、弁解をしようとして、やはりNSFというふうな形に持つていききたいという意欲があることだけは否定できないと思ひます。そうなりますと、先ほど来申しましたように、千六百八十億円という膨大な予算、しかもこれはビッグサイエンスというものを含まない基礎研究に限定をされるような目的を持った予算でありますけれども、いまの科学技術庁の予算なんかよりはるかに多いですね。こういうもので、これを目的としながら学術振興会というものはど

んに進んでいく。しかも一方では権限を強化して、少数支配でどんどん持つてくるというふうなことで、科学技術振興をかつてにやっていたいものかどうか、いまの時点、非常に時期尚早だと思ひます。やはりこの法案を出す前に、もっと基本的な行政のあり方というものを検討した上に立つてこの法案を出すべきだ、こう思うのですが、科学技術庁長官どう思ひますか。

○二階堂国務大臣 これは閣議にこの法案が提出されるときに、閣議でも文部大臣から御説明があらりました。私はこの法案の内容等十分承知をいたしてはなかつたわけでありまして、文部大臣の説明がありまして、科学技術庁と文部省との間において、今後のこの業務の運営等については十分連絡をとつていってほしいというところの発言をいたしまして、そういうところの発言を了承の上でこの法律を提出するといつたてまえになつてゐるわけでございますので、いろいろな御議論はあるかと思ひますけれども、私どもは、今後の運営等につきましては、先ほど来の意見もありまして、十分ひとつ連絡をとつた上で遺憾なきを期してまいりたい、かように考えております。

○石川委員 科学技術庁長官、たいへん借りてきたネコのようにおとなしい答弁をされてゐるようですけれども、真意はそこにはないのではないかと推察するのです。学術振興会というものがひとり歩きするととんだことになる。前の財団法人のころの任務、規定というものは、わりあい具体的に書いてあるのです。いまちよつと見失つておりますけれども、非常に具体的に書いてある。これだつたら学問の自由というものを推進するのにさして障害はない、こういうふうに見ておつたわけですよ。今度の二十条は、「共同して行なわれ学術の研究に關し、研究者に研究活動を行なうために必要な資金を支給する」、以下学術と産業界との協力、それから学術の国際協力、あとは優秀な研究員の育成、あるいは学術に関する情報資料について調査を行なう、それから六号に「前各

号に掲げる業務に附帯する業務を行なう」、ばかにこれは広範なものになるのです。いままでの財団組織のときのような具体的に区切つて示したものと違ふのです。非常に広範なものになります。学術振興会というものはNSFを目標にしたのではないのだから、もっと謙虚に、いまの財団法人だけではなかなかやっていけないから、少しこれを力のあるものに、きちつとしたものに直すんだというこつたのだとすると、この業務の内容というものはもつときちつとしたものにしたほうがいいと思ひます。これは非常に広範なものになります。これではどう考えてもオタマジャクシがカエルになる可能性が十分にある。そういうことになつたら、将来の行政というものは非常に混乱をする。そういう気持ちはありませんと文部大臣はおっしゃいます。おっしゃいますけれども、NSFというものが頭の中にあつて、しかもこの法案だけがひとり歩きをするといふことになれば、将来の科学技術政策というものは、原子力委員会を持つてゐる科学技術庁のその分野を除いては全部これでやれるのですよ。きわめて危険だと私は思ふのです。しかし、先ほど申し上げたように、いまの科学技術庁が科学技術行政を全部やるかどうかといふことになると、私は現状では非常に疑問を感じてゐます。力足らずだと思ふのです。ただ言えることは、文部省と違つて、科学技術行政を曲がりなりにもやつてきたという実績はあると思ふのです。ですから、やつぱりそのほうの意見はある程度は尊重したいと思ひますけれども、ただし、そういうことも含めて、科学技術庁なり文部省なり、あるいはこれは内閣全体の科学技術政策というものを推進するためにどうするんだといふことを十分に検討し——これがひとり歩きして大きな地位を占めるということになつたら、科学技術行政はいへんな混乱をしますよ。そういう危険性をこの法案からくみ取れないと言ふわけにはいかないのです。そういうことで、どう考えても、私は現在の段階では学術振興会法案を出すことは時期尚早である、いまだ少し練り直し

てもらいたい、こう思つておるのですが、この点どうお考えになりますか。

○榎本国務大臣 財団法人学術振興会を特殊法人にしようといふことは、現在始まつたことではございませんで、昭和三十三年でございませうか、それからずっと企てて今日まで問題でございまして、振興会を特殊法人にしようといふ要望は、これはずっと長きにわたつて論議されてまいつた問題でございまして、今回ようやくこれが政府としても認められて特殊法人にしようといふことになつたのでございまして、私どもとしましては、ずっと前からの特殊法人にしようといふ念願が達しようとしておるわけでございませうから、これはぜひひとつかなえさせていたいただきたいと思つております。

○石川委員 提案をされた当事者としては、そういうふうに通してもいいといふことだろうと思ひますけれども、どう考えてもこれはいたゞきかねるというのがわれわれの心境であります。何回も申し上げますように、この学術振興会というものが財団法人として存在して、それを特殊法人にしようといふ動きのあつたことは私も聞いております。聞いておりますけれども、これは学術会議あたりの意見も十分に聞くといふふうなことや、それから非常に民主的に運営をされる、あるいは官僚制制というものはやらないといふようなことが前提となつてそういうこともあつたと思ふのです。前の業務の内容そのまま移るのだつたら、これはたいした問題はない。そうじゃないのですよ。これを見たら、一から十まで全部できるものになつております。大学の学術研究だけじゃないのです。民間のものも含めて、ありとあらゆるものができるといふような可能性を持った法案の内容です。しかもその前提にはNSFというものが頭の中にあるということになると、科学技術行政の大半を占めるという力を持ち得る素質を持った法案としてここに出てきたわけですよ。これを通して運営のよろしきを得ますとか、絶対的にそういう気持ちにはございませうとか、官僚制制をやりませ

んとか、こういうことを言つたつて、この法律がひとり歩きをすればそんなことは保証できませんよ。科学技術行政の将来に非常な混乱をもたらすという危険性もあるわけです。だから、どう考えてもこの学術振興会法案なるものは現時点においては時期尚早である、あと一回よく将来の運営の方法というものを考え直して、その上に立ってこの法案を出してもらわなければ、将来にとんだ悔いを残す、こういうことを私は非常に懸念をしておるわけです。

それで、あと一つお伺いをしたいのでありますけれども、将来の科学技術振興の方策というものについて、一体どこが中心になつて、どういうふうにかえておるかということは、どうも私は十分に納得がいかなないのであります。科学研究計画というものは、一九五四年から一九六五年まで十年間かかつてどうやらまとめ上げられたものがあるわけですから、それから科学研究基本法、これは学術会議の關係でありまして、一九六二年に学術會議から報告が出ておるわけでありまして、それから科学技術基本法というもののについてはまだできておりません。これはどういう關係でできなにか、私も非常に合点がいかないものであります。もちろん科学技術基本法というものはどうしてこれを上り上げて、その科学技術基本法にのつてわれわれ科学技術振興政策というものを総合的に運営していくということは、私は焦眉の急務ではないかと思つています。資本の自由化というふうなものが非常に大きく取り上げられるようになって、テクノロジギャップというものが非常に大きな課題になつております。ICと云うものが上陸したら、日本の弱電界なんか席巻されますよ。そういうことで、何とか日本のテクノロジギャップを埋めなければならぬ。そういうときでありますから、科学技術行政というものを総合的に強力にするためには、科学技術基本法というものをどうしても急いでつくらなければならぬ。その内容によつて、われわれは賛成するか反対するか、これは別です。別ですけれども、

その体制だけは早くつくるべき国家的な任務があるのではないかと私は思う。この点について非常に政府は怠慢だと思つておる。ただし、学術會議あたりがいつておる科学技術基本法というものは、全部の科学を対象とする、これは人文科学も含めてもらいたい、これは基金制度について学術會議のほうからいろいろ報告、要請が出ておりますけれども、その中で科学技術の全体の予算の一割だけは人文科学のほうに向けてもらいたいというふうなことも入つておりました、全科学を対象とする。それから基礎研究の部門については、特にこれは大学が中心になる、したがつて、この大学が中心になつておる基礎研究の部門につきましては、学術會議の意見を十分に尊重して運営をする、こういうことが二番目の条件として出ておるわけですから、三番目には、国の政策として目的づいたところの基礎研究——たとえばビッグサイエンスといふのはこれに属するものであらうと思つてあります。これは各省庁、科学技術庁がやる場合もあるであらうし、あるいは通産省がやる場合もあるでしょう。そういう国の政策に基づくものについて目的づけられた基礎研究あるいは開発研究といふものについては、各省庁にゆだねるというふうな三つの柱を土台として、科学技術基本法をつくるべきものである、こういうことを学術會議の意見として、あるいは科学技術庁、あるいは学術會議、それから科学技術振興政策あるいは科学技術特別委員會も参加をした結果、大体こういうふうな骨組みでわれわれの納得できるような形で科学技術基本法というものがもう今国会に提案をされる、こういうふうなわけにわれわれは期待をしておつたわけですから、これは半ば予定されたことであつたのだらうと思つておる。これがまだ出てこない。なぜこれが出てこないのか、これは文部大臣と科学技術庁長官にその経緯をひとつお知らせを願つたと思つておるのです。

○二階堂國務大臣 おつしやるとおり、科学技術基本法は、わが国における科学技術振興の基本ともなるべき法律であらうかと思つております。私

も昨年末就任以来、今国会にぜひ提出して御審議を願ひたい、こういうことで検討をしてもらつてまいつておりますが、これもことし始まつた問題ではございません。昨年、一昨年来の問題であると承つておりますが、政府・与党という立場におきまして、自民党の内部におきまして基本的な考え方の一部に異論がございまして、調整ができずにおりまして、私は、今国会中に法律を提出することができなくなつたことについてはまことに遺憾だと考えておるのであります。できる限りこの会期中にまづめていただきます、次期国会には必ず出せるようにいたしたい、こういうことで党のほうにもお願いをいたしておりますから、文部省とお話し合ひは、党のほうの話がつけば先ほども申し上げたような方針でいくように私は御了解が願ひるものと思つております。

○鈴木國務大臣 私どもも科学技術庁長官と全く同感でございまして、一日も早く科学技術基本法の国会提出を希望してまいつております。私は十二月に大臣を引き受けたわけでございますが、その前に有田文部大臣が科学技術庁長官を兼ねられておりました、科学技術庁長官と文部大臣を兼ねておつた關係から、何とかしてこれを早期に成文化したいという努力をされました。なお、私が引き継ぎました際におきまして、その内容について十分の引き継ぎを受けまして、ぜひひとつこれに成立について努力するようにという引き継ぎを受けてまいつておるのでございます。ただ、現在におきまして、いま科学技術庁長官が申されまして、たように、党内の調整が非常におくれておるといふ状況でございまして、一日も早く調整ができまして法案提出になる運びになるように、私どもとしましては全力を注ぎたいと考えておる次第でございます。

○石川委員 科学技術基本法の問題について、また意見をいろいろ申し上げましたらたいへん時間が長くなりますから、これは省略をいたしますけれども、大体科学技術基本法は前からの提案です。私は七、八年前、泊まり込みで自民党の諸君

と一緒に、科学技術特別委員會として科学技術基本法をつくつたことがあります。それ以来いまだに目の目を見ない。いろいろ意見の食い違ひがあり、調整をはからなければならぬといふことはわかるにしても、あまりにも緩慢であり過ぎる。今日の科学技術行政といふものが非常に重大である、重要であるといふことはだれもがわかつていてきています。いまだに科学技術基本法といふものができない。ことしの予算委員會でもこの問題が出たはずですが、これはことしじゅうに出します、今国会に出します、それから先般の科学技術特別委員會で私が科学技術庁長官に質問したときにも、二十日までに出します、今度は国会中に何とか、今度また来国会といふことになる、また来国会も怪しいのじゃないか。なかなかむずかしいことはありまして、結局文部省と科学技術庁の間のなわ張りといふものが、分野といふのか、分担がはつきりしない。これが一番大きな原因で、だれが何と言おうと。あと一つは、人文科学を含めるかどうかといふ問題もあるでしょう。そういうようなことで、この科学技術基本法といふものがいまだに目の目を見ないといふことは、どう考えても私は政府の非常な失政であると思つておる。これは何とか調整をはかつて早く出してもらいたい。その基本になるものは、全科学を含むという第一条件。それから第二条件は、基礎研究は、特に大学に關するものについては学術會議が中心になつてこれの運営をするといふこと。それから、国の政策に基づく目的づけられたビッグサイエンスを含んだところの研究は各省庁にゆだねる。この各省庁にゆだねる國策に關する研究の部門につきましては、御承知のように、それをどう予算化するかといふことについて、科学技術庁のほうで五年間の長期計画を今度立てるのだといふことは、この分についての対策だと思つておる。私は、衆目の見るところ、大体そういうふうな大筋はきまつてきておるのではないかとと思つておる。これに対して反対をしてゐるのは文部

は、もちろん業務につきまして、先ほど先生からお話しございましたが、あるいは業務の範囲が非常に広がっておるんじゃないか、こういう付帯する事業というものは含まれておるといいますけれども、この学術振興会の大体の業務をあげておりますのは、ほとんど全部と書いていいと思いますが、学術会議の勧告に基づいてこの業務をいたしておるのでございまして、今後学術会議からそういったような業務について勧告がありますれば、受け入れられるだけの体制はとっておられなければならないというのが大体この法律のきめ方でございまして、私もが無制限にこの業務を増していくというようなことは考えておりませんし、実際申し上げますと、学術会議は、これは私が申し上げるまでもなく御存じだと思いますが、学術新体制を終戦後つくりましたときに、その当時の帝国学士院の日本学士院への転換、それから財団法人日本学術振興会のあり方、これがきまっていたわけでございまして、学術会議は決議機関でございまして、勧告機関でございまして、実施機関でございまして、いわゆるその下部の団体として実施機関である財団法人日本学術振興会を持つておったのでございまして、学術会議と振興会とは、いわゆる俗なことばで言えば親子の関係があるのでございまして、ですから、これは今後といえども密接な関係は当然に保持されるべきものでございまして、いわゆる事業につきましては、これは当然学術会議から、政府機関でございまして、勧告がありますれば、それに従いまして文部省も、またその勧告に従ってこの事業を行なうてまいる、こういう関係がございまして、私どもは、実際の運営上において学術会議とこの振興会の今後の業務において、学術会議の意思を無視して、そして振興会が学術会議と関係なしにひとり歩きするというような問題は起こってまいらないと思っております。

○床次委員長 このままでもって暫時お待ちをいただきたいと思います。

〔速記中止〕

○床次委員長 それでは速記を引き続き始めてください。石川次夫君。

○石川委員 先ほど財団法人学術振興会の規則書がちょっと見当たらないものでありますから、あらためていま申し上げるわけなんですけれども、第四條に「本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。こうなっております。1から11まで書いてあります。それは非常に具体的に書いてあるわけですね。たとえば、「わが国における学術上重要な共同研究の促進に關すること。」「学術研究と産業化との緊密化を図ること。」「フェローシップを供与し、研究者の養成に資すること。」「云々、以下すつとたいへん具体的に書かれておいて、これと今度の新しく生まれることが予想されます特殊法人の学術振興会の業務の内容とはたいへん違ふ。今度の業務の内容というのは、非常に抽象化されて書いてありまして、これではどこまで範囲を広げてもあえて差しつかえないような内容を含んだ今度の新しい法案について、非常にわれわれは危惧の念を感じておるわけです。このことだけを一応申し上げておきます。それから、学術振興会法案に關する学術會議の意見のことに話を戻しますけれども、この学術振興会法案につきましては、朝永さんが提案者になりまして、議案として「日本学術振興会法案について政府に対して、下記のとおりに申し入れる」という原案が、第一パラグラフ、第二パラグラフ、第三パラグラフ、こう三つに分かれておったわけなんです。この第二パラグラフのほうは「わが国学術の振興発展をはかることを任務とする本會議は、従来の経過と新しく設立されようとする振興会の目的、性格にかんがみ、同会の運営上本會議と密接な関連がはかられるべきは当然であると考え、政府はこの点についての措置に遺憾のないよう取り計はれることを第四十八回總會の議に基づき、強く要請する。これが一応いろいろ検討の結果、七十三対八十八でもって否決になっておるわけです。否決になっておりますけれども、否決

になって、この文案は別に考え直されて、今度新しく正規に出された、昭和四十二年四月二十四日の總理大臣に対する申し入れ書となつてあらわれているわけですが、否決になったといつても、その差がきわめて僅少であります。しかもこの内容は、いわゆる学者のグループらしく、こういう政府でやることの内容についてまで干渉するといふようなことは、学術會議としては多少行き過ぎではなからうかという遠慮した気持ちからこれが否決になっておるのです。この趣旨そのものは間違つておるという意味での否決ではないといふことを、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。学術會議としては、学術會議がいままでいろいろな科学技術の方策についても提案をしておるわけでありまして、それ以外にもおりに触れて、先ほど申し上げましたようないろいろの各條について、学術振興会に對する要望といふものをいままでもしてきておるわけがあります。ところが、今度の法案というものは、先ほど来私がよく申し上げておるように、学術會議の意向とは全然反対の方向に行つておるというふうなことで、非常な不満が学術會議にあるといふことは、これは否定できないと思ひます。そこで文部大臣は、今度の学術振興会の評議員会などといふものは、当然学術會議のメンバーも入るであらうといふようなことで、学術會議との関係といふものが消えておらない、十分尊重するのだ、こういうふうにおしやうとしておりますが、これは法文の中には全然出ておらないのです。だから、学術會議のほうから一人も選ばれなかつたといふのです。また評議員会ともなれば、学術會議といふものは日本の大学の知能といふものを集約したところでありまして、当然入つてくるという可能性のあることは否定できません。しかしながら、そのことは、直ちに学術會議と有機的な連絡をとつた措置として行なわれることではないといふことは否定できないと思ひます。したがつて、学術會議はこの法案に對して非常な不満がある。だから、はっきりいへば反対であるといふことは、これは否定で

きないと思ひます。それでひとつ意見として申し上げるのでありますけれども、評議員会の中に、実は学術會議から当然に人を入れることがいいかどうかは別問題だと思ひます。入らなかつたといふと思ひます。学術會議の人は、といふのはどういふことか、学術會議で推薦した人が入つてくれればいいと思ひます。その入つた人が、いろいろな資金の配分等について評議員会のいろいろな議を経る。ところが、これは諮問機関でありますからいつ開かれるかわかりませんけれども、そういう意見を出してもらつて、評議員会できめる。きめたことについて、学術會議のほうは、これを監査すると言つて語弊がありますけれども、いいか悪いかといふことを、たとえば長期ころがし予算といふ場合は、そういうもので流動研究員なんかやつた場合は、学術會議がその監査といふものをやるということにならばいいのであつて、学術會議のメンバーが当然に評議員会に入る必要はないとばかりは思ひます。学術會議が推薦した人が入つてくれればいいと思ひます。入つてやつたことに対して学術會議が批判をすればいい。そういう形であればいいのであつて、いま文部大臣が言つたように評議員会には当然学術會議の人が入るであらう。それは有機的に学術會議の代表として入つたといふことにはならぬし、また法案にはそのことはどこにも出ておりません。したがつて、評議員会の中に当然学術會議の代表が入るであらうから連絡がとれるのだといふあいまいな言い方では、学術會議當然納得はしないと思ひます。学術會議の意向を十分しんしゃくして、それが反映するといふ形に法案の中で当然考慮すべきじゃないか、こう思ひますが、その点は考慮されなかつたのです。○岡本國務大臣 しつぱしつぱ申し上げますように、評議員会のメンバーを、学術會議から推薦した者をもつて充てるというふうなことになるますれば、評議員会の構成について、他の部分から充てる者についてもやはり法規上規定しなければならぬ状況になると思ひます。また、かりに学術會

まいる、これは今後ともやはり連絡の方法ではないかと思っておるのでございます。

○石川委員 学術会議とのそういう交渉のいきさつはいま伺いましたけれども、しかし、それにしてもこの決議、遺憾のないよう取り計らわれることを第四十八回総会の議に基づき、強く要望する。という中身の議論の経過というものを私が聞いた範囲におきましては、その程度のもので納得するということにはとうてい考えられない。それとしか、賛否をとった場合の決の内容は非常に近いのです。ほとんど同数程度です。だから、これに対して全幅的にその程度のものでいいということにはなり得ないのではないかと、これは、その表決の内容について見てもわかると思うのです。これは五十対二十とか、二割とか三割とかいうのなら少数意見ということで片づけることが出来るかもしれませんが、第二、パラグラフについてだけ、そういう政府の中身にあまり強く干渉するのは学術会議の立場上少し行き過ぎではないか、しかし言うこと自体はわかる、言うこと自体はわかるけれども、そこまで立ち入らなくともいいではないかという非常に温厚な学者らしい意見が反映されて、きわめて少数の差をもって、これは一応表現を変えようということになったわけ。したがって、原案それ自体が絶対反対というところで否決になった性質のものではないという経過から見ると、いまおっしゃった口約束程度で学術会議の全体が納得するかどうかが、いまの形式論からいえば、会長、副会長、三人で来てそこで話をつけたのだから、それで済んだのだということは一応言えるかもしれないけれども、現実の問題はそう簡単でないというのを肝に銘じておいてもらいたいと思うのです。

私は一通りいろいろな御質問を申し上げたわけでありまして、二時から科学技術振興対策特別委員会が開会される予定になっておりますし、あと三木さんからも若干関連質問の予定があることになっておりますから、もうこれ以上は申し上げません。

時間のないのは非常に残念でございますけれども、先ほど来申し上げたことを要約いたしますと、学問の自由、学問の進展をはかるために学術振興会を特殊法人にした、こうおっしゃるけれども、現在の予定されるような仕事の内容を考えると、特殊法人というものが非常に批判にさらされているときに、あえて特殊法人にする必要は毛頭ないのではないだろうか。こういう点が第一であります。

それから学問の自由ということ言いながら、その内容に至っては、先ほどから何回も申し上げておりますように、文部省の権限が非常に強化される、こういうわけでありまして、したがって、これは学問の自由とは逆行する結果を招くという点が第二点であります。

第三点といたしましては、先ほど申しましたように、科学技術振興対策というものは、科学技術基本法というものを提出することを通じて、基本的にどうあるべきかという大方針を立ててもらいたい、その大方針に基づいて学術振興会法案というものの処置をするということではないかならぬ。その一つの例として NSF というものにならった学術振興会というものは、米国の科学財団というものが日本の科学技術庁に匹敵するような任務を持って生まれておるものだけに、これになぞらった学術振興会というものは、どういふふうに進展するのかわからない非常に危険があると私はくみ取れてならないわけでありまして、したがって、そういう点は、政府全体としてあと一度科学技術振興方策というものの基本的な態度をきめた上において、学術振興会の処置をきめるのが当然ではないか。これは前々から出ていた話で、いま急にはないの。前々から特殊法人にするかしないかという問題はずっと懸案事項になっていて、やと目の目を見たということになるのかもしれないけれども、しかし、それだけにそう緊急にやらなければならぬ必要性はないと思うのです。したがって、そういう点は根本的に、あと一回考

え直してもらわなければならぬ性質のものではないかということでありまして。

それからさらに、学術会議との関係でありますけれども、学術会議自体は、これに対して全面的に信頼を置いている法案ではないことだけははっきり言えると思う。相当な反対意見があり、相当な不信感がある。したがって、これはただ単に、学術会議との関係をそういう連絡会議を持つことだけで納得させることができるかどうかについては、多くの疑問がまだまだ残されているわけでありまして、これについて、学術振興会法案については、いわゆる日本科学者会議というところから相当強硬な反対意見が出ていることは御承知だと思っております。

私は、きょうは社会党の立場でものを言っておらないのです。これだけは念を押しておきたいと思うのです。ということは、社会党の立場でものを言うなら、産学協同の問題、日米科学合同委員会の問題、それから軍事科学というものがアメリカから金を持ってくるという問題、こういう問題についてとことんまで言わなければ社会党らしくないと思うけれども、そういうことについては全然触れていない。私がずっといままで申し上げたことは、自民党の某氏が言ったとおりとおおかしくない、そういう性格のものだと思っております。その点をよく理解してもらわなければならぬと思う。

そこで私は、科学技術の基本的な方策を立ててしかる後に始まってもちつともおかしくないのじゃないか、それからのほうが将来の混乱を招かないのじゃないかというのを純粋な気持ちで申し上げておるのです。

たいへん自分のことになって恐縮でありますけれども、文部省がやることはこういうことに手を出す前にまだまだたくさんあると思うのです。六・三・三制の問題もあります。そこでたいへん恐縮なんですけれども、私は終戦のときに、ほとんど廃墟になった工場での労務課長をやっておりました。そこでこの工場を立て直すには、日本

を再建するには何がいいのかと考えましたときに、教育以外にないのじゃないかということ、私の工場はたいへん大きな工場ですけれども、青年学級をつくったわけ。一週間にまる二日かん詰めにしました。これは現場の課長から強硬な反対が出たのです。強硬な反対が出たけれども、どうしてもこれをやるということで三年ばかりやって、戦争中は教育が非常に空白でありましたから非常にみ込みが早かったというように影響も出たのでしようけれども、私は教育の偉大さといいますが、影響力の大きさとはいいますか、非常に驚いたことがあります。それ以来この教育というものは政治に優先するのだ、こういう考え方を私はずっと持ち続けております。それをなまじつかのしろうとの文部大臣が、なると三日目に、宇宙衛星よりもはるかにむずかしい教育のことに関してかくあるべし、こういうふうなことでしろうとの政治家が教育を牛耳るというところは、私は非常に不愉快なんです。教育というのは非常にむずかしい厳正なものです。きわめて重大なものです。そういう点について文部大臣は、いまの学術振興会をつくるよりも、もっと前に熱心に取り組んでもらいたい。

六・三・三の問題にしてもそうです。私はいまの制度がいいとは思いません。私の子供なんか見ていると、私の学校時代なんかと違って、友情も社会に対する愛情も、まるっきりないような教育制度になっているわけ。これを何とかつくりかえるというふうな、たいへん大きな問題もあるわけ。それから、私のことばっかり言っていたいへん申しわけないのですけれども、私は現在幼稚園で、つまらない頼まれ仲人みたいな園長をやっています。幼児というものに対する影響、これはどう教えたらいふの、たいへんおそろしいような感じが私には持っております。こういう問題も含めて、日本の教育の基本的なことはどうかということをやらなければならぬ面がたくさんあるのです。

いま反対の多い学術振興会法案というものは、非常に反動的だという意見が非常に強い。しかも将来の科学技術の方針の中で、これはディスターブするような役割りを果たすかもしれないという危険性を持っているものを強硬に通すということをお考えになる前に、もっと自分の足元の教育というものをどうするかということをお考えをもらいたい。私は率直に思うのです。

私は、この学術振興会法案というものはどうしても賛成できません。私は、賛成できないという理由は、きわめて大ざっぱでありすぎけれども、いま申し上げましたから繰り返しません。どうか日本の科学技術振興の基本方針を立てるということとを絡めて、この振興会法案というものを再度考え直してもらいたいということを私は強く要望したいと思うのです。

○床次委員長 三木喜夫君。

○三木(喜)委員 きようは、科学技術対策特別委員会と非常に関係の深い問題でございますので、特に連合審査をお願いしたわけでございます。非常に御熱心いろいろ御意見とかあるいは御答弁をいただいたわけなんです。私は文教委員会にも所属しておりますので、時間もないことですが、文教委員会の場合をかりて御質問させていただきます。この方がいいのじゃないか、こういうふうに思いますが、しかしながら、大臣に二人並んでいただくことはちょっとありませんので、ほんの骨子だけ聞いておきたいと思っております。

いまお話を聞いておいて、わからぬことが二、三ありましたのでその点について聞いておいて、後日御質問申し上げたいと思っております。

いま話を聞いておきますと、学術ということと基礎研究ということと応用研究ということが、どうも混線した話のように受け取れるのですが、ひとつ大臣にその点をはっきり聞いておきたいと思っております。学術振興というのですから、学術とは何か。それから、あなたがしばしばお使いになつております基礎研究、それから応用研究、これをひとつ、私わからなくなつてしまいましたが、お

教えをいただきたいと思っております。

○天城政府委員 学問的に申しますと、いまおっしゃった基礎研究、応用研究、その結びつき等については、いろいろな御意見があるようでございますが、私たち学術と申しますときには、法律上では、「人文科学及び自然科学並びにそれらの応用の研究をいう」という文部省の設置法の規定でございますので、この考え方でおります。

科学ということばもあるのですが、科学の法律上の定義というものはどこにも見当たらないわけでございます。日本学術会議法におきましては学術と科学を同一のものとして取り扱っておりますので、一応学術と科学は同一のものと考えておるわけでございます。

科学技術ということばもこれにございしますが、これも法律上の定義はございません。したがって、学術と科学というものを同じように考えております。これには基礎研究と応用研究を含んでおる、こういうふうに考えておるわけでござい

ます。○三木(喜)委員 もう一ぺん局長にお聞きします。が、学術の中に基礎研究と応用研究を含んでおる、こういうふうに理解していいですね。

○天城政府委員 さようでございます。

○三木(喜)委員 大臣にひとつお聞きしておきたいのですが、この御答弁を見ますと、こういうふうにおっしゃつておる。これは小林さんに對する答弁だつたと思うのですが、「学術振興会がねらつておりますのは、そういう産業界の応用研究という面ではないので、本質的には基礎研究に属するものでございします。」それからこの法律案によるものと、法律の中にはこういうふうに書いてあるのです。二十条、「学術と産業界との協力による学術の応用に關する研究に關し」と、こう書いてある。同じことですか、「産業界の応用研究」という面ではない。産業界が要らないような応用研究というものがあつたのでしょうか。独立した応用研究というものが——たいがい結びついておるように思ふのですがね。大臣の答弁はそうなつ

ておるのです。それからこの法文のほうは、「学術と産業界との協力による学術の応用に関する研究に關し」と、こうなつておる。どんなふうに違ふのですか。

○鈴木国務大臣 それは、学術振興会がねらいますのは大体が基礎研究でございますけれども、産業界との共同研究の場合におきまして基礎研究というものをねらつておるというふうに私が答弁いたしました。それは私の言い誤りであつたと存じます。もちろん産業界との提携におきましても基礎研究に属する面もあるかと存じます。が、しかし、産業界との提携におきましては、この条文にありますように、応用に属する場合は大体多いかと考えます。もし私がそういうふうにお答えしたのなら——速記録でございしますから申しましたは間違いないと思ひますが、もしそうでございしたら私の答弁の誤りでございしますから、お許し願ひたいと存じます。

○三木(喜)委員 これは基本的な問題でして、いま局長のほうからああいう定義を出されて、その定義と大臣の答弁とは食い違つておる。これは先がた私、二階堂長官に申し上げましたように、ビッグサイエンスになつてきた、そうしますと基礎部分を掘り下げなければならぬという、これはこの間の科学技術対策特別委員会で十分に論議したと思ひます。それから学者も呼んだり、さらにまた産業界からも参考人に来ていただいて、そこで集約された意見は、ビッグサイエンスになればなるほど基礎研究をしつかりやらなければいかぬ、こうだつたのです。そこで、科学技術庁と文部省の役割りはさう然と分けることはできません。しかしながら、科学技術庁ができたときに、大学の問題だけは文部省でやりなさい、これは基礎研究を主体に置いての考え方だつたのです。しかしながら、いま局長の言うように、応用研究も含んで学術といふ産業界の目的的なそういう研究もやる、こういうふうに聞かれますから、科学技術庁長官、私はあなたの方の分野の中に入つていくと思ふのです。だから、この前の科学技術対

策特別委員会のときに、文教委員会ではほとんどこれが審議を進められ、しかも科学技術庁の申し入れが何かに振り向かれ、学術会議の話もありましたが、学術会議もそでして、あとからひつくとかなんとかいう話もありましたけれども、いまは完全な不満のもの、民間の学術研究の一番中核をなすところの学術会議の意思を踏みにじつて——私、踏みにつつてと言ひます。そうしてこれをくろうとするその意図は那邊にあるかというところなんです。これは、科学技術庁長官、あなたは連絡をとつてどううと、なかなかことばはうまく言われませんが、それから文部大臣のほうは官僚答弁で、非常にそのつけない答弁です。しかしながら、中身は何にもない、こんな答弁で、大臣が二人とも日本の学術と科学技術とを握つてもらつたら困るという基本的な問題だから聞いておるのです。それに大臣は、学術振興会法を出してきたのに、学術とは何かということ、基礎研究だけだつたのだ、それならば私はいふと思ふのです。局長のいまの答弁は違ふのです。両方を踏まえておるわけなんです。だから、科学技術庁の中に足を入れたと言ひます。科学技術庁長官、ひとつ見解を聞かしていただきたい。

○二階堂国務大臣 ビッグサイエンス、ビッグビジネスになつても、基礎研究は、当然大事なことは先般も申し上げたとおりであります。また、基礎研究の部面になりますと、大学が中心になつて従来もやつてきたし、また今後も私は行なわれるものだと思つております。この学術振興会ができたといつたしましても、この振興会が基礎研究から応用まで全部取つてしまつて、そうして科学技術庁の仕事は骨抜きにするというふうなことは、私は、文部省としてもお考えになつていないと思つております。科学技術ができたゆえにも、やはりこれは科学技術政策に關する長期的な計画あるいは政策をきめて、そうしてこれを進めていく、こういうことをやるために科学技術庁ができたと思つております。したがつて、振興会ができて、そして振興会がもつたら基礎研究に關する部面、ある

次に、資金の面ですけれども、これは三十一條に
 こういうことが書いてあるのです。「振興会の財
 務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定め
 る。」「大事なところを逃げてしまつておるのです。
 その資金がどこから出てくるかということで、今
 後政令で何ぼでも拡大できますし、あるいは現在
 問題になつておるところの米軍の資金でも、この
 中を通せばいけるのですね。これは科学の振興の
 ためだからということで米軍からもらつても、こ
 の一つの入れものを通しますとそういうことも
 可能なんです。あるいは米國の財團からももらえ

○三木(喜)委員　どこから金を入れてくるかという、政府の資金はわかりました、これは一億円今度出るので、それから日米の協力によるところの資金三億円、しかしながら、これは特殊法人になるために将来大きくなります。私、きょう聞いておつて、したがってそれだけの管理体制を整えておかなければいけない、この管理体制を整えるために大臣の権限を強化いたします、これが筋書きなんです。そして人材——これをもう少し意識いたしましたすと、配分のできる、学術振興の件に關してわかる人をそこに据えて、そして公平なとい

付金、あるいは現在のところは手数料その他の財源ということになっております。いまお話しした米軍の資金とか、それからあとおししやられたことの意味が私どうもよくわからないものですから、この上にどういうふうにあわせてお答えするのか、ちょっとお答えしかねておるわけです。

○三木(喜)委員　現在はどういうて、現在まだないのですよ。現在はないのですから、どういう心組みがあるか。まだこの法律、してないのでしょう。現在はそういうものです。私が考えておるのはそういうことです、文部省が考えておるのはそ

から。

○天城政府委員 この省令で定める内容は、他の法人の例で申し上げたら具体的に becoming なるうかと思ひますけれども、經理原則、經理方法、予算の内容、それから収入支出の予算のやり方、予備費、資金計画の作成、それから予算の認可等、一種の會計手續を規定するわけでございます。

○三木（喜）委員 これは監督官庁として重要な問題をあなたはおしやつた。そういう規定をやるにしても、その資金の内容をとるや、これは一番大

ます。

○**剣木国務大臣** これはやはり特殊法人といったしまして公法人の性格を持つものでございますから、外国の政府なり機関から金を受けるといふことはあり得ないと思っております。もしそういう資金計画が来れば、これはもちろん断わるべきものでございます。ただし、外国の日本以外の組織と申しまして、たとえば国際的なユネスコでございますとか、そういうようなものから事業委託とか、そういうものも起こり得ないとも限らないと思えます。こういう場合においてそういう金を受け入れるかどうかということは、具体的な場合において判断をできめるよりしかたがないのではないかと、そういうふうに私は現在考えております。

○**石野委員** その場合、大臣は、たとえばユネスコ等のようなところからそういう資金が出てくるという場合の判断は、大臣が個人で文部大臣としてやることになりませんか、それともやはり政府とあるいはその他の国の、国会とか何とかいうものにはかかるようなかまを保持する所存でしょうか。

○**剣木国務大臣** 現在でも、政府機関でありましてユネスコから委託を受けて、その金を受け入れて事業をやっておる場合がございます。でございますから、その性質のいかんによりましては、私の判断によりまして認可するかどうかきめていいのじゃないかと思っております。

○**三木(喜)委員** 研究資金の配分問題について湯川さんの素粒子の研究班の問題と、さらにまた、特殊法人のあり方として朝永さんのサイクロトロンの問題、こういう問題については、この法案とも関係も深いので、関連させつつ文教委員会でもお聞きしたいと思います。

それから学術会議との関係のあり方も、最終的にはなかなかうまく答弁されましたが、なぜその答弁をなさるやり方を最初にやらなかったかというところは、非常に私遺憾に思いますので、この点も学術会議の方々の考え方とわれわれの考え方

とあわせて、きょうはもう時間もありませんから、後日質問をさせていただきます。これで保留といたします。

○**床次委員長** これにて本連合審査会は終了いたしました。

午後二時七分散会

昭和四十二年七月十九日印刷

昭和四十二年七月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局